

平成29年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成29年2月23日
1. 招集の場所 君津市議会全員協議会室
1. 開会の日時 平成29年2月23日 午前10時00分

1. 出席議員 14名

1番	佐藤葉子君	2番	平田悦子君
3番	三木千明君	4番	山田重雄君
5番	船田兼司君	6番	橋本礼子君
7番	平野英男君	8番	石井志郎君
9番	小林喜久男君	10番	鵜田剛君
11番	藤川正美君	12番	平野明彦君
13番	小泉義行君	14番	石井清孝君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者	鈴木洋邦君	副管理者	高橋恭市君
監査委員	磯貝昭一君	会計管理者	本吉健次君
事務局長	足城俊雄君	総務課長	酒井雅彦君
管理課長	石川幸二君	建設課長	三ツ俣光浩君
総務課主幹	笈川知洋君	管理課長補佐	平野浩一君
建設課長補佐	神谷敏也君	管理課処理場長	藤平道仁君
総務課総務係長	石井太君		

1. 職務のため出席した者の職氏名

総務課主事	山岸文二郎	総務課主事	土田剛史
-------	-------	-------	------

開会及び開議

平成29年2月23日午前10時00分

○議長（平野明彦君） それでは、定刻前ではございますが、皆さんおそろいですので、始めたいと思います。本日は大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は14名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（平野明彦君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

組合規約第6条 第2項の規定により、本年1月1日から新たに組合議員となられた方をご紹介いたしますので、自席からご挨拶をお願い申し上げます。

富津市副市長小泉義行君。

○13番（小泉義行君） 富津市副市長の小泉でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（平野明彦君） 次に、監査委員から、平成28年11月分から29年1月分までの現金出納検査の結果報告がありました。

下水道組合総務課にその写しがございますので、ごらんください。

次に、地方自治法第121条の規定による出席者は、別紙印刷物によりご了承願います。

次に、本日管理者から議案の送付があり、これを受理いたしましたので報告いたします。

なお、議案につきましてはお手元に配付したとおりでございます。

次に、本日写真撮影の申し出があり、許可いたしましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

(参照)

君富下総第312号
平成29年2月23日

君津富津広域下水道組合
議長 平野明彦様

君津富津広域下水道組合
管理者 鈴木洋邦

議案の送付について

平成29年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会に付議する議案について下記のとおり送付します。

記

議案第1号 君津富津広域下水道組合暴力団排除条例の制定について

- 議案第2号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 君津富津広域下水道組合下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 平成28年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第2号）
- 議案第6号 平成29年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について
- 議案第7号 平成29年度君津富津広域下水道組合会計予算

○

議事日程の決定

○議長（平野明彦君） 本日の日程につきましては、会議規則第20条の規定により議長において定め、印刷配付してございます。

この日程に従いまして会議を進めてまいりたいと存じますので、ご了承願います。

○

管理者挨拶

○議長（平野明彦君） ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許可します。

管理者、鈴木洋邦君。

（管理者鈴木洋邦君登壇）

○管理者（鈴木洋邦君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成29年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を招集しましたところ、議員の皆さんにはご多用のところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会に提案いたします議案は、お手元の議案書のとおり、条例の制定4件、平成28年度の補正予算、平成29年度の関係市負担金の負担方法及び当初予算の7議案でございます。後ほど提案理由の説明をさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げまして、開会に当たっての挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（平野明彦君） 以上で管理者の挨拶を終わります。

○

日程第1 会期の決定

○議長（平野明彦君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（平野明彦君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、8番、石井志郎君、9番、小林喜久男君を指名いたします。

○

(提案理由説明、補足説明、質疑、討論及び採決)

日程第3 議案第1号から議案第7号まで

○議長(平野明彦君) 日程第3、議案第1号から議案第7号までを一括議題といたします。

なお、議案の朗読につきましては省略いたしますので、ご了承願います。

直ちに提案理由の説明を求めます。

管理者、鈴木洋邦君。

(管理者鈴木洋邦君登壇)

○管理者(鈴木洋邦君) 議案第1号から議案第7号までを、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 君津富津広域下水道組合暴力団排除条例の制定について、本議案は、暴力団の排除活動についての基本理念及び必要事項を定め、市民の安全・安心な生活と、事業活動の健全な発展を推進するため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律及び児童福祉法等の一部を改正する法律の公布に伴い、育児休業等の対象となる子どもの範囲及び介護を行う職員の超過勤務の免除に関する規定について、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第3号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案は、ラスパイレス指数対策として現在実施している給料の特例減額措置を、本組合の構成団体である君津市と同様に1年間延長しようとするものでございます。

次に、議案第4号 君津富津広域下水道組合下水道条例の一部を改正する条例の制定について、本議案は、汚水処理に係る経費が現行の下水道使用料収入では賄えない状況であることから、下水道使用料を改定しようとするものでございます。

次に、議案第5号 平成28年度君津富津広域下水道組合会計補正予算(第2号)、本議案は、収入、支出、予算からそれぞれ3,479万円を減額し、補正予算後の予算額を23億7,843万3,000円にしようとするものでございます。補正の内容は、事業費の確定により、その財源を調整するとともに、人件費を減額しようとするものでございます。

次に、議案第6号 平成29年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について、本議案は、議案第7号の平成29年度君津富津広域下水道組合会計予算における所要経費のうち、君津市及び富津市が負担する額の負担方法について、君津富津広域下水道組規約第14条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第7号 平成29年度君津富津広域下水道組合会計予算は、市民の生活環境の向上を目指し、引き続き未整備区域の解消に向けて、管渠及び終末処理場を整備するとともに、施設を適正に管理するため、総額23億9,557万8,000円の予算を計上したところでございます。

以上、議案第1号から議案第7号までを一括して提案理由の説明を申し上げましたが、これらにつきまして事務局長から補足説明をさせますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（平野明彦君） 続いて、補足説明を求めます。

事務局長、足城俊雄君。

（事務局長足城俊雄君登壇）

○事務局長（足城俊雄君） 議案第1号から議案第7号までについて、私から補足説明申し上げます。

初めに、議案第1号 君津富津広域下水道組合暴力団排除条例の制定について説明申し上げますので、議案つづりの1ページをお開きください。

本議案は、市民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的として、暴力団の排除活動についての基本理念を定め、本組合、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除の推進に必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

2ページをお開きください。

条例の主な内容についてご説明申し上げます。

第1条でございますが、市民、事業者及び行政が一体となって地域社会から暴力団を排除し、市民の安全で平穏な生活や社会経済活動の健全な発展に寄与することなど、この条例の目的について定めてございます。

第2条でございますが、本条例に掲げる用語の定義について定めてございます。

第3条でございますが、暴力団の排除を推進する上での基本理念について定めるもので、暴力団を恐れない、暴力団に資金を提供しない、暴力団を利用しないということを基本といたしまして、組合、市民、関係市、事業者及び関係機関等が連携、協力によって暴力団排除を推進していこうとするものでございます。

第4条、第5条、第6条でございますが、暴力団の排除に関する組合の責務・市民の責務・事業者の責務でございます。それぞれの基本的な責務について定めてございます。

第7条でございますが、この条例の適用に当たって、市民の権利を不当に侵害しないよう留意することについて定めてございます。

第8条でございますが、公金が暴力団の活動資金として利用されることを阻止するため、第1項に組合が実施する入札への参加制限などの措置、第2項に当該措置を講ずるに当たり、管理者その他の執行機関が警察本部長から意見を聞くことについて、また4ページをお開きください。第3項に当事者間の契約だけでなく、その下請け等の関連契約からの暴力団排除を推進することを定めてございます。

第9条でございますが、組合が県の暴力団排除に関する施策に協力することを定めるものでございます。

第10条でございますが、暴力団の排除に取り組む市民、事業者等に対し、組合が情報提供等の支援を行うことを定めてございます。

第11条でございますが、暴力団の存在が黙認、容認されている社会的な状況を払拭し、市民などにおける暴力団排除の関心及び理解を深めるため、組合が広報活動の充実などの措置を講ずることを定めてございます。

第12条でございますが、第1項に第10条に規定する支援、市民等に対する支援に当たり、組合が管轄署と連携を図ることについて定めてございます。

第2項に暴力団の排除にかかわったことにより、暴力団員等から危害が加えられるおそれがある者

に対して、警察本部長が保護の措置を行った場合における組合の協力について定めてございます。

第13条でございます。市民及び事業者に対し、第1項は暴力団の威力を利用する目的での利益供与の禁止について。

第2項に暴力団の活動などに協力する目的での利益供与の禁止について定めてございます。

第14条でございますが、管理者への委任規定を定めてございます。

最後に、附則におきまして、この条例の施行期日を平成29年4月1日と定めてございます。

次に、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げますので、5ページをお開きください。

本議案は地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を伴う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律及び児童福祉法等の一部を改正する法律の公布に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲及び介護を行う職員の超過勤務の免除に関して、所要の改正を行おうとするものでございます。

議案参考資料の1ページをお開きください。

左側が改正案、右側が現行となっております。

初めに、改正条例第1条による職員の育児休業等に関する条例の改正でございます。

第2条の2でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の条例で定めるものを、児童福祉法第6条の4第2項に規定する養育里親である職員に委託されている当該児童として、第2条の2に規定し、第2条の次に加え、第2条の2を第2条の3とするものでございます。

第3条でございますが、第1号を整理し、第1号及び第2号とし、いわゆる特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等が該当することとなったため、第2号のイとして規定し、2号から5号までを1号ずつ繰り下げようとするものでございます。

次に、改正条例第2条による職員の育児休業等に関する条例の改正でございます。

議案参考資料の2ページをお開きください。

第2条の2でございますが、児童福祉法等の一部を改正する法律の公布により、引用条項を整理し及び養子縁組里親という名称が定められることになったため、文言を改めようとするものでございます。

次に、改正条例第3条による職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正でございます。

第8条の2第1項でございますが、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を子の規定に加え、条及び項の文言を整理し、第2項も同様に文言を整理し、あわせて議案参考資料の4ページをお開きください。第4項を整理し、第4項及び第6項とし、第5項として要介護者のある職員が請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、勤務以外の勤務をさせてはならない規定を加え、第5項を第7項としようとするものでございます。

次に、改正条例第4条による職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正でございます。

第8条の2第1項でございますが、先ほどご説明いたしました改正条例第3条による改正と同様に、児童福祉法等の一部を改正する法律の公布により、引用条項を整理し及び養子縁組里親という名称が定められることとなったため、文言を改めようとするものでございます。

議案つづりの7ページをお開きください。

附則におきまして、この条例の施行期日は公布の日でございますが、第2条、第4条につきまして

は、平成29年4月1日と定めてございます。

次に、議案第3号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げますので、議案参考資料の5ページをお開きください。

本議案はラスパイレス指数の抑制措置として実施している給料月額の減額措置であり、本組合の構成団体である君津市においても同様の改正を本3月議会に提出してございます。本組合の給与関係規定は君津市に準じておりますことから、これに合わせるための条例を制定しようとするものでございます。

第1条第1項は、平成29年3月31日までの給与の減額特例期間を平成30年3月31日まで延長しようとするものでございます。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日は平成29年4月1日と定めてございます。

次に、議案第4号 君津富津広域下水道組合下水道条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げますので、議案つづりの10ページをお開きください。

本議案は管理者がご説明申し上げましたとおり、下水道使用料の改定をお願いしようとするものでございます。

今回の下水道使用料の改定につきましては、平成27年度の試算において平成28年度から平成32年度までの使用料対象経費に対する使用料収入が約7億9,000万円の不足が見込まれる結果となったことから、議員報告会及び議員協議会を開催いたしまして、ご説明申し上げたところでございます。

それでは、議案参考資料の6ページをお開きください。

なお、条例中の使用料の額はいずれも消費税及び地方消費税を付加する前のいわゆる税抜きの額となっております。

第15条第2項の別表第1でございしますが、まず、基本料金につきましては据え置くことといたしました。使用水量に対する使用料ですが、21立方メートルから60立方メートルについては1立方メートルにつき120円から160円に、61立方メートルから100立方メートルについては130円から173円に、101立方メートルから200立方メートルについては150円から200円に、201立方メートルから600立方メートルについては170円から226円に、601立方メートルから2,000立方メートルについては180円から239円に、2,001立方メートル以上は190円から253円にそれぞれ引き上げるもので、平均改定率は19.4%でございます。

続きまして、議案書11ページをごらんください。

附則についてご説明いたします。

附則第1項は、この条例の施行期日を平成29年9月1日と定めてございます。

附則第2項は、経過措置について規定しており、この条例の改正による別表第1の規定は、施行日である平成29年9月1日以後の使用に係る使用料から適用し、施行日前の使用に係る使用料については改正前の使用料を適用すると定めてございます。

また、附則第3項は、施行日を挟んで継続して使用している場合の使用料の算定については、施行日前と施行日以後の使用日数に応じ、日割りで算出すると定めてございます。

次に、議案第5号 平成28年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第2号）について、説明申し上げますので、議案別冊の補正予算書の3ページをお開きください。

初めに、第2表 地方債補正であります。今回の補正は事業の執行に伴いまして公共下水道整備

事業の借入限度額を3億8,300万円から3億6,100万円に変更しようとするものでございます。

次に、歳入歳出についてご説明申し上げます。

歳入からご説明申し上げますので、6ページをお開きください。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金292万円の減額は、事業費の確定に伴うものでございます。

次に、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の987万円の減額は、財源調整のためのものでございます。

次に、7款組合債、1項組合債、1目下水道債の2,200万円の減額は、事業費の確定に伴うものでございます。

次に、7ページをごらんください。

歳出についてご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の3,000円の減額は、平成28年4月1日付けの人事異動及び給与改定に伴う総務課職員の人件費に係る補正でございます。

3款土木費、1項下水道管理費、1目公共下水道維持管理費の617万5,000円の減額は、平成28年4月1日付けの人事異動、給与改定及び年度途中での退職者1名減に伴う管理課職員の人件費に係る補正でございます。

また、8ページに移りまして、3目処理場維持管理費の412万7,000円の減額は、平成28年4月1日付けの人事異動及び給与改定に伴う処理場職員の人件費に係る補正でございます。

8ページ下段の2項下水道建設費、1目公共下水道新設改良費は2,448万5,000円の減額となりました。主な内容は、建設課職員の人件費に係る174万6,000円の増額、また13節委託料の702万4,000円の減額は、君津富津終末処理場築造事業、君津污水2号幹線築造事業、八重原雨水幹線築造事業の事業費の確定に伴うものでございます。

15節工事請負費の1,504万9,000円の減額は、君津污水2号幹線築造事業、八重原雨水幹線築造事業、中野一丁目污水枝線築造事業、面整備管築造事業の事業費の確定に伴うものでございます。22節補償補填及び賠償金の415万8,000円の減額は、君津污水2号幹線築造事業、八重原雨水幹線築造事業、人見污水枝線築造事業の事業費の確定に伴うものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ3,479万円を減額し、補正後の予算総額を23億7,843万3,000円にしようとするものでございます。

なお、9ページからは、予算に関する説明書のうち給与費明細書となっておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

次に、議案第6号 平成29年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法についてご説明申し上げますので、議案つづり最後の12ページをごらんください。

君津市、富津市の負担金の負担割合については、組合同規約第14条第2項に定められておりますが、同条第3項で、組合議会の議決を経て定める負担方法により、関係市に分賦することができると規定されているため、負担方法について定めるものでございます。

組合及び両市において、平成25年度から人件費の負担割合と事業費等に基づく実際の業務割合に乖離があるため、負担の公平性の観点から負担割合を見直すことについて協議を行ってきたところでございますが、このたび両市の協議が調ったため、平成29年度から下段に掲げる2の一般職の職員の人

件費について、負担割合の変更について提案させていただいたところでございます。1、3、4につきましては、平成29年度においても従来どおりとしております。

それでは、順次ご説明申し上げます。

1の終末処理場の維持管理費のうち、雨水処理経費は君津市の負担とし、また、汚水処理経費は両市が実績汚水量比により負担すると定めております。

2の一般職の職員の人件費については、従来は派遣市の負担としていたところでございますが、変更いたしております。総務費については組合全体の事務が主な業務であるため、2分の1を計画汚水量比、2分の1を実績汚水量比により、管理費及び処理場費については処理開始区域内の維持管理及び汚水処理が主な業務であるため実績汚水量比により、建設費については事業計画に基づく未整備地区の解消が主な業務であることから計画汚水量比により、関係市がそれぞれ負担すると定めております。

3の定期健康診断に係る経費については、派遣市が負担、4の議会費や総務費等の一般事務経費については関係市が均等負担すると定めております。

なお、平成29年度の実績汚水量比は君津市が87.8%、富津市が12.2%と見込んでおり、計画汚水量比は君津市が71%、富津市が29%でございます。

なお、一般職の職員は君津市20名、富津市7名を見込んでおります。

次に、議案第7号 平成29年度君津富津広域下水道組合会計予算についてご説明申し上げますので、議案別冊、当初予算書をごらんください。

初めに、29年度の主な建設事業からご説明申し上げますので、当初予算書の32ページと、最後のページの事業箇所図をあわせてごらんいただきたいと存じます。

32ページに事業一覧を掲げてありますが、主なものを申し上げますと、両市にかかわるものとして、①及び⑩の君津富津終末処理場施設設備長寿命化更新事業、⑩及び⑬の公共下水道事業計画変更事業、君津市では②君津污水2号幹線築造事業、③八重原雨水幹線築造事業、④中野一丁目污水枝線築造事業、⑤人見污水枝線築造事業、⑦台地区浸水対策事業、⑧中野・中富污水枝線築造事業を実施いたします。

それでは、予算の内容についてご説明申し上げますので、戻っていただき4ページをお開きください。

初めに、第2表 継続費であります。君津富津終末処理場施設設備長寿命化更新事業については、君津富津終末処理場において老朽化が見られる汚泥脱水機、汚泥貯留タンク等の更新を行うもので、各機械設備や電気設備の制作・据付に3カ年を要するため、29年度から31年度までの継続費を設定しようとするもので、総額8億5,300万円を計上しております。

次に、5ページをごらんください。

第3表 地方債であります。これは先ほど申し上げました公共下水道整備事業のための地方債を借り入れるに当たり、4億1,050万円を限度として、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

次に、歳入歳出の主な内容をご説明申し上げますので、8ページをお開きください。

初めに歳入ですが、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目市負担金、7億9,400万円の内訳は、君津市が5億5,400万円、富津市が2億4,000万円となり、君津市は対前年度2,400万円の増額で、主

な理由は下水道使用料改定に伴う歳入の増はあるものの、終末処理場維持管理費及び投資的事業費における一般財源の増により、負担金は増額となるものです。富津市は対前年度3,000万円の減額で、主な理由は、下水道使用料改定に伴う歳入の増及び起債償還費の減などによるものでございます。

2目下水道事業受益者負担金は1,612万2,000円で、対前年度914万円の増額で、第4負担区の君津市台地区を見込んだことによるものでございます。

3目認可区域外流入負担金608万6,000円は、木更津市畑沢南地区の事務受託に係る負担金でございます。

次に、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料は8億5,018万3,000円で、議案第4号として提案させていただきました平成29年9月1日からの下水道使用料改定により、28年度に対し8,271万9,000円の増収を見込んでおります。これは地方自治法第222条の規定により、予算を伴う条例と関係予算案を同時に提出するものでございます。

2目占用料3万2,000円は、当組合用地に係るガス管、電柱等の占用料でございます。

3目総務使用料1万2,000円は、君津富津終末処理場職員2名分の駐車場使用料でございます。

次に、9ページをごらんください。

2項手数料、1目下水道手数料42万3,000円は、排水整備の工事完了検査や指定工事店の新規登録申請等に係る手数料でございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金2億295万円は、先ほど説明いたしました公共下水道事業のうち、君津富津終末処理場施設設備長寿命化更新事業、君津污水2号幹線築造事業、人見污水枝線築造事業、中野・中富污水枝線築造事業及び人孔蓋改築事業の財源として見込んでございます。

次に、4款県支出金は、予算科目を確保するため計上するものでございます。

次に、10ページをお開きください。

5款1項1目繰越金は1億1,524万4,000円で、前年度に対し9,713万9,000円の減額となっております。

次に、6款諸収入は、1項延滞金、加算金及び過料、2項組合預金利子及び11ページの3項雑入を合わせまして、合計2万3,000円を計上しております。

次に、7款1項組合債、1目下水道債は4億1,050万円で、公共下水道整備事業に係る借入金でございます。

次に、8款財産収入、1項財産売払収入、1目物品売払収入ですが、君津富津終末処理場施設設備長寿命化更新事業により発生する廃材の物品売払い収入で、予算科目を確保するため計上するものでございます。

次に、12ページをお開きください。

歳出についてご説明申し上げます。

1款議会費は194万4,000円で、組合議員14名に係る報酬、費用弁償等の運営費でございます。

次に、13ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は8,603万8,000円で、これは特別職2名分の報酬、事務局長及び総務課職員合わせて8名分の人件費のほか、次の14ページの13節固定資産整理等業務委託料、14節の事務機器等借上料、19節の庁舎維持管理負担金等でございます。

なお、前年度に対し187万7,000円の増額の主な理由は、公営企業法適用に向けた作業の1つである固定資産整理等業務委託料及び事務機器等借上料を計上したためでございます。

次に、15ページの2項監査委員費、1目監査委員費は35万1,000円となり、監査委員2名分の報酬、費用弁償等を計上しております。

次に、16ページをお開きください。

3款土木費、1項下水道管理費、1目公共下水道維持管理費は2億3,245万2,000円で、これは公共下水道維持管理に要する経費でございまして、管理課職員8名分の人件費、11節の管渠、ポンプ場等の修繕料のほか、13節では、君津、富津両市水道部に委託している下水道使用料賦課徴収業務等の委託料を、19節では水洗便所改造事業補助金等を計上しております。

なお、前年度に対し1,218万7,000円減額の主な理由は、小糸川の放流口水門修繕業務委託が完了したためでございます。

次に、18ページをお開きください。

2目都市下水路維持管理費は前年度と同額の308万7,000円で、13節の清掃業務委託料等を計上しております。

次に、3目処理場維持管理費は6億853万6,000円で、処理場職員2名分の人件費、11節の機械設備等に係る修繕料、光熱水費のほか、13節の終末処理場維持管理業務委託料等を計上しております。

なお、前年度に対し674万1,000円増額の主な理由は、水処理施設5・6池に係る電気料金の増額などでございます。

次に、2項下水道建設費、1目公共下水道新設改良費は7億4,238万2,000円で、公共下水道の投資的事業等に係る経費で、建設課職員9名分の人件費のほか、先ほど32ページ、33ページのところで説明いたしました公共下水道事業のうち、管理課所管事業であります⑨の人孔蓋改築事業を除く10事業に係る経費等、20ページ、21ページのとおり計上しようとするものでございます。

なお、前年度に対し1億5,476万3,000円減額となっております。これは、君津富津終末処理場水処理施設5・6池築造事業の完成に伴うものでございます。

次に、4款公債費、1項公債費、1目元金の5億2,436万3,000円は長期債の償還元金であり、また、2目利子の1億8,142万5,000円は、長期債の償還利子1億7,978万1,000円のほか、一時借入金の借入最高額を5億円とし、その利子164万4,000円を計上しております。

次に、22ページをお開きください。

5款予備費は1,500万円で、前年度と同額を計上しております。

以上が歳入歳出予算の概要でありまして、歳入歳出それぞれ23億9,557万8,000円で、前年度に対し2億307万7,000円の減額となりますが、その主な理由は、建設事業費及び公債費の減によるものでございます。

なお、事項別明細書以外の予算に関する説明書といたしまして、23ページから29ページまでが給与費明細書でございますので、ごらんいただきたいと存じます。

続きまして、1枚めくっていただき、30ページは先ほど説明いたしました継続費に関する調書でございます。

31ページは地方債の現在高に関する調書でございますが、29年度末の地方債の現在高見込額は、表の右下に記載のとおり87億4,126万3,000円で、内訳は君津地区67億8,671万1,000円、富津地区19億

5,455万2,000円となる見込みでございます。

以上で議案第1号から議案第7号までの補足説明を終わりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（平野明彦君） 以上で補足説明を終わります。

これより、議案ごとに順次、質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第1号 君津富津広域下水道組合暴力団排除条例の制定について、質疑、討論、採決を行います。

まず、ご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。

議案第1号 君津富津広域下水道組合暴力団排除条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（平野明彦君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。

議案第2号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（平野明彦君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。

議案第3号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（平野明彦君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 君津富津広域下水道組合下水道条例の一部を改正する条例の制定について、質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許可します。

初めに、5番、船田兼司君。

○5番（船田兼司君） それでは、議案第4号 君津富津広域下水道組合下水道条例の一部を改正する条例の制定について、質問をさせていただきます。

平成27年度の試算において、平成28年度から平成32年度までの使用料対象経費に対する使用料収入が約7億9,000万円の不足が見込まれる結果となったとの補足説明がございました。そんな中で、施行期日がなぜ28年度当初ではなく、29年度その中の年度途中の9月1日になっているのかお伺いをいたします。

○議長（平野明彦君） 事務局長、足城俊雄君。

○事務局長（足城俊雄君） お答えいたします。

平成29年度から平成32年度までの汚水処理費に係る経費の財政不足分を賄うため、平成29年度からお願いするものであり、6カ月間の周知期間を経て平成29年9月1日からお願いしようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（平野明彦君） 5番、船田兼司君。

○5番（船田兼司君） ただいまの答弁では、29年度からお願いしたいといったことでございました。

しかしながら、試算は27年度に行われており、28年度から財政不足になるといった試算であったわけです。この28年度は試算どおりに財政不足が起きなかったのか、またこの財政不足分、こういったものをどのように分担または補填をしたのか、お伺いをいたします。

○議長（平野明彦君） 事務局長、足城俊雄君。

○事務局長（足城俊雄君） 28年度につきましては、関係市富津市、君津市の両市からの負担金により賄っているということでございます。

以上でございます。

○議長（平野明彦君） 5番、船田兼司君。

○5番（船田兼司君） 28年度は両市の分担金、そういったもので負担をしているといったことでございます。そんな中で、27年度の試算において7億9,000万円、こうした不足が見込まれ、その汚水処理経費の不足分を補うためといったことも先ほどご答弁いただきました。そんな中で、この27年度における算定、こういった部分で財政不足となった理由をお伺いいたします。

○議長（平野明彦君） 事務局長、足城俊雄君。

○事務局長（足城俊雄君） お答えいたします。

使用料の対象となる経費は汚水処理に係る資本費と維持管理費でございます。このうち資本費につきましては、過去の算定においては使用料が著しく高額とならないよう、過渡的に限定しておりました。今回の算定においては、資本費が減少してきていることや、水洗化人口も増加したこと、また、下水道事業の経営健全化も踏まえ、その全額を対象経費と見込んだことから財政不足を生じたものでございます。

以上でございます。

○議長（平野明彦君） 5番、船田兼司君。

○5番（船田兼司君） 今、対象経費、そういったものを全額見込んだから不足額が出たといったご答弁がございました。そんな中で、君津富津広域下水道組合で処理をしている中に木更津市畑沢南5丁目及び6丁目の一部から下水、いわゆる認可外流入ですか、こういったものがございます。こういった認可外流入、認可区域外負担金の影響、こういったものはいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（平野明彦君） 事務局長、足城俊雄君。

○事務局長（足城俊雄君） お答えいたします。

認可区域外流入負担金につきましては、木更津市畑沢南5丁目及び6丁目の一部地区から排除される下水を君津富津広域下水道組合で処理していることから木更津市から納入されるもので、その算定に当たっては木更津市との協定によりまして、木更津市の下水道使用料をもととしております。このことから、組合の使用料改定による影響はございません。

以上でございます。

○議長（平野明彦君） 次に、3番、三木千明君。

○3番（三木千明君） 議席番号3番、三木でございます。

同じく議案の第4号 君津富津広域下水道組合下水道条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いいたします。

これ多分、ご説明いただいたことでありますけれども、改めて改定後の下水道使用料の影響額について、一般家庭や大口使用者についてご答弁願います。

○議長（平野明彦君） 事務局長、足城俊雄君。

○事務局長（足城俊雄君） お答えいたします。

平成27年度の一般家庭の2カ月の平均使用量でございますけれども、35立方メートルでございます。現行ですと3,888円が改正後4,536円となりまして、2カ月で648円、年間でいきますと3,880円の増額となります。また、年間使用量1万立方メートル以上の大口使用者の2カ月平均使用量3,713立方メートルでは、現行の72万6,051円が96万4,989円となりまして、2カ月で23万8,938円、年間でいきますと143万3,628円の増額となります。

以上でございます。

○議長（平野明彦君） 3番、三木千明君。

○3番（三木千明君） ありがとうございます。

平均はわかりましたけれども、この君津富津広域下水道組合の管内において、年間使用量が最大の方、恐らく企業だと思えるんですけれども、最大の方の場合の影響額はいかがですか、お伺いいたします。

○議長（平野明彦君） 管理課長、石川幸二君。

○管理課長（石川幸二君） お答えいたします。

平成27年度におけます組合の管内の最大の使用量は5万9千幾つということになっておりまして、約6万立方メートルでございます。2カ月平均にしますと、1万立方メートルということになります。使用料といたしましては現行が201万6,144円、改定をいたしますと268万2,849円となります。2カ月で66万6,705円の増額、年間といたしますと400万230円の増額となります。

以上でございます。

○議長（平野明彦君） 3番、三木千明君。

○3番（三木千明君） 確かに先ほどのこの参考資料の一番最後のページ、ここに新旧対照表がございまして、別表の第1、改正案のほうでいって、使用水量が2,001立方メートル以上のところには1立方メートル当たり253円、今後この案が通れば現行の190円から253円に変えるということなんですけれども、これは当然ながら使用料に全く正比例していくということではじかれる額、年間で一例として現行の6万立方メートル使っているところだと、改正後、年間400万230円の増額となるというご答弁でしたけれども、これは例えば他の組合ですとかそういったところでも、大口先であってもこれは当方管内と同じように正比例で扱っておられるのでしょうか。

○議長（平野明彦君） 管理課長、石川幸二君。

○管理課長（石川幸二君） 私どもは組合ですが、私どものほうで調べております県内の市と私どもの組合で30ございますが、全ての団体で重量がふえると料金が高くなるという料金体系を採用しております。

以上です。

○議長（平野明彦君） 3番、三木千明君。

○3番（三木千明君） ありがとうございます。

では、この場合の、今、大口というカテゴリーが1万立方メートルということでご説明いただいたんですが、当管内において1万立方メートル以上年間で使う、いわゆる大口の対象者さんは何件ぐらいあるのでしょうか。

○議長（平野明彦君） 管理課長、石川幸二君。

○管理課長（石川幸二君） お答えいたします。

君津市におきましては12社、富津市においては8社、合計20社に27年度ではなっております。

以上です。

○議長（平野明彦君） 3番、三木千明君。

○3番（三木千明君） ありがとうございます。

では、同じく議案第4号に関連するんですけれども、下水道使用料の改定に関する周知について、今の案でいきますと次年度、29年度の9月1日からということスケジュールを組まれておると伺っておりますけれども、その対象の各家庭ですとか企業等に対する値上げの周知の方法はどのような予定でおられますか、伺います。

○議長（平野明彦君） 事務局長、足城俊雄君。

○事務局長（足城俊雄君） お答えいたします。

君津、富津両市の平成29年4月号の広報で、まず周知いたします。また、組合のウェブサイトにより周知を実施いたします。また、君津市域におきましては、4月、5月の水道検針時に案内をしてい

ただくと。富津市域におきましては、下水道使用者に対しまして4月の上旬に、こちらについては郵送によって案内を送付する予定でございます。

以上でございます。

○議長（平野明彦君） 3番、三木千明君。

○3番（三木千明君） ありがとうございます。

これは今周知の方法、またスパンをお答えいただいたところなんですけれども、これは私からぜひご検討いただきたいということでの要望であるんですけれども、その一般家庭と大口事業者さんを別に差をつけるわけではないんですが、先ほどのご答弁の中で君津市においては12企業さん、富津市は8企業さん、これが1万立方メートル以上年間使用されるという企業さんの数だということで、可能であれば通知1枚で、これだけの年間で400万増額となるというふうな大変大きな値上げになります。これを可決した際に、その紙1枚で済ませるのではなくて、企業先、大口さんのところには出向いてご説明するようなご配慮をいただければありがたいなと思っておりますので、ご検討いただければと思います。

以上で私のほうは、この4号議案につきましての質問は終わりにさせていただきます。

○議長（平野明彦君） それでは、以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。

議案第4号 君津富津広域下水道組合下水道条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（平野明彦君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成28年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第2号）について、質疑、討論、採決を行います。

まず、ご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。

議案第5号 平成28年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（平野明彦君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成29年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について、質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許可します。

5番、船田兼司君。

○5番（船田兼司君） それでは、議案第6号 平成29年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について、質問させていただきます。

先ほどご説明ございましたが、負担方法の変更の経緯についてお伺いをいたします。もう少し端的にわかりやすく要点を絞って、まずはお伺いをいたします。

○議長（平野明彦君） 事務局長、足城俊雄君。

○事務局長（足城俊雄君） お答えいたします。

人件費につきましては、以前から組合同規約第14条第3項の規定により、特別な事情として派遣市の負担としておりましたが、近年、業務量の状況が変化してきているとの認識によりまして、両市と調整を続けてまいりました。このたび協議が調ったことから、人件費の負担割合について変更しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（平野明彦君） 5番、船田兼司君。

○5番（船田兼司君） ただいまのご答弁で、近年業務量の状況が変化してきている、また、両市で協議が調ったということで、人件費の負担割合について変更するといったことでございます。言ってみればある程度両市の中のトップダウンの、トップ同士の話があつて、こういったものが決まったのかなという、合意がなされたと認識をしておりますが、負担方法の変更による両市の影響額、そちらについてお伺いをいたします。

○議長（平野明彦君） 事務局長、足城俊雄君。

○事務局長（足城俊雄君） お答えいたします。

君津市でございますが、1,758万6,000円の負担増、富津市は1,758万6,000円の負担減となります。

以上でございます。

○議長（平野明彦君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑ございますか。

質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。

議案第6号 平成29年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（平野明彦君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成29年度君津富津広域下水道組合会計予算について、質疑、討論、採決を行

います。

質疑の通告がありましたので、5番、船田兼司君の発言を許可します。

5番、船田兼司君。

- 5番（船田兼司君） それでは、議案第7号 平成29年度君津富津広域下水道組合会計予算について、質問させていただきます。

議案別冊の予算書8ページ、第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目の下水道使用料の徴収率、これはどれくらいを見込んでいるかお伺いをいたします。

- 議長（平野明彦君） 事務局長、足城俊雄君。

- 事務局長（足城俊雄君） お答えいたします。

徴収率でございますが、下水道使用料については現年が98.2%、滞納繰越44.8%、合わせまして96.8%と見込んでおります。

以上でございます。

- 議長（平野明彦君） 5番、船田兼司君。

- 5番（船田兼司君） ただいまのご答弁の中で滞納繰越ですか、44.8%、こういったものは市の一般会計の滞納繰越徴収率と比べて非常に高い数値を見込んでいただいていると。こちらに関しては引き続き高い徴収率に向けて努めていただきますよう、お願いをしておきます。

続いて、同じく予算書8ページ、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第2目の下水道事業受益者負担金の予算見込み、また、徴収猶予の現状についてお伺いをいたします。

- 議長（平野明彦君） 事務局長、足城俊雄君。

- 事務局長（足城俊雄君） お答えいたします。

受益者負担金は5年に分割して徴収することとなっておりますが、報奨金が交付されることから一括納付される方もおられるのが現状でございます。台地区が初年度であることから、全体賦課額に第3負担区第3工区の初年度実績であります62.1%を乗じまして算出いたしました。また、北子安地区については2年目でありまして、29年度賦課額に平成28年度実績82.5%を見込んでおります。徴収猶予につきましては、平成28年12月末でございますが、28名、1,028万3,530円となっております。こちらにつきましては、毎年度、職員が現状確認を行っておりまして、宅地としての使用可能な状況となっていれば徴収猶予を解除しまして徴収しております。

以上でございます。

- 議長（平野明彦君） 5番、船田兼司君。

- 5番（船田兼司君） 徴収猶予の件数や金額、こういったものは予算書には反映されませんが、これは非常に重要なことと考えています。平成28年度の決算認定においては徴収猶予者が破産したことから、徴収猶予の解除をし、多額な不能欠損の処理をした経緯もでございます。受益者負担金及び水道使用料の徴収に関して、公平性の観点からも引き続きしっかりと徴収に取り組みをしていただきますようお願い申し上げます。

そして、最後に質問をさせていただきますが、予算書の32ページでございます。こちらの32ページの⑩、33ページの⑬、こちらの公共下水道事業計画変更事業についてお伺いをいたします。業務の内容としましては、都市計画決定図、これを作成業務で両市合わせて600万円の予算が計上されておりますが、詳細な内容についてお伺いをいたします。

○議長（平野明彦君） 事務局長、足城俊雄君。

○事務局長（足城俊雄君） お答えいたします。

平成27年度に下水道、集落排水、合併処理浄化槽等の各污水处理施設の整備区域を設定しました総合的な污水处理の構想であります汚水適正処理構想の見直しが両市により行われました。この汚水適正処理構想の見直しに基づきまして、今年度、公共下水道全体計画の変更に取り組んでおります。平成29年度におきましては、この下水道全体計画の変更に伴う都市計画の変更を行うための都市計画決定図書作成業務となっておりますが、この図書を作成するために必要な計画書等作成を初め、両市の都市計画審議会用資料作成や関係機関であります千葉県協議資料作成費用も含まれております。また、予算額につきましては、積算基準に従い算出した額となっております。

なお、公共下水道の全体計画は、今後の下水道計画を示す重要な計画であると認識しておりますので、変更案の段階で皆様方にご報告したいと考えております。

以上でございます。

○議長（平野明彦君） 次に、3番三木千明君の発言を許可します。

3番、三木千明君。

○3番（三木千明君） 同じく議案第7号 平成29年度君津富津広域下水道組合会計予算に関連しまして、質問いたします。

事業計画の進捗状況及び今後の予定について伺います。

○議長（平野明彦君） 事務局長、足城俊雄君。

○事務局長（足城俊雄君） お答えいたします。

議案別冊、予算書の32ページと33ページをごらんください。

まず、君津富津終末処理場でございますが、東京湾流域別下水道整備総合計画の水質基準に適合させるため建設していた水処理施設5・6池の建設工事が今年度完了いたしました。今後は、供用を開始してから約28年経過し、各施設整備の老朽化により污水处理機能に支障が生じると市民の衛生的環境に多大な影響を与えてしまうおそれがあるため、①と⑩の君津富津終末処理場施設設備長寿命化更新事業において、施設の長寿命化や更新に重点を置いて整備を進めてまいります。また、君津地区における環境整備につきましては、予算書32ページ②君津污水2号幹線築造事業から⑤の人見污水枝線築造事業まで及び⑧の中野・中富污水枝線築造事業において污水幹線や枝線の整備や調査、設計に取り組んでおり、今後も継続して進めてまいります。

なお、富津地区においては、平成29年度における管渠整備の予算計上はございませんが、山王土地区画整理組合の解散を受けまして雨水計画が白紙となったため、今年度、雨水の基本計画策定を実施しておりまして、平成29年度はこの基本計画をもとに富津市と事業の進め方について協議する予定でございます。

また、平成27年度以降、当面の間休止することとなっております富津污水2号幹線築造事業につきましては、引き続き富津市と今後の整備の方向について協議してまいります。

以上でございます。

○議長（平野明彦君） 3番、三木千明君。

○3番（三木千明君） ありがとうございます。

ただいまのご答弁の中で、富津市の地区においては山王土地区画整理組合の解散を受け雨水計画は

白紙になったというようなことで、基本的にはそのことが白紙になったということでの事業の計画内容のことなんですけれども、その当該箇所が実は近年、大雨によって道路が雨水が流れ込んできて冠水するという事態が発生しております。基本計画をもとに富津市と事業の進め方等について協議する予定だということでご説明いただきました。そこは交通渋滞のみならず事故の発生にもつながる箇所でもありますので、もちろん下水道組合のほうの予算で対応できるかどうかも含めて、積極的にそこら辺の計画について富津市の関係先等と協議をお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうぞよろしくをお願いします。

○議長（平野明彦君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。

議案第7号 平成29年度君津富津広域下水道組合会計予算について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（平野明彦君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○

日程第4 議員の派遣について

○議長（平野明彦君） 日程第4、議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第163条第1項の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと存じます。

目的は、議会運営に関する行政視察でございます。

先進地の下水道施設の老朽化対策状況を視察し、今後の事業推進に資するため、本年7月6日に、東京都大田区で施工中の芝浦水再生センター・森ヶ崎水再生センター間連絡管建設工事に、組合議員全員を派遣することといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

○

管理者挨拶

○議長（平野明彦君） 閉会に当たり、管理者から発言を求められておりますので、これを許可します。

管理者、鈴木洋邦君。

（管理者鈴木洋邦君登壇）

○管理者（鈴木洋邦君） 閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案につきましては、原案どおり可決いただき、まことにありがとう

ございました。

本年度につきましては、一部事業の繰り越しがありましたが、引き続き事業を計画的に推進し、処理区域の整備に向けて努力してまいり所存でございます。議員の皆さんのご指導とお力添えをお願い申し上げます、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

○議長（平野明彦君） これをもちまして、平成29年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を閉会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

平成29年2月23日午前11時26分

閉会

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年2月23日

君津富津広域下水道組合議会議長 平野明彦

署名議員 石井志郎

署名議員 小林喜久男